

# 九月補正予算

概要

今回の補正に当たっては、当初予算以降懸案となっていた投資事業費の一部積み残しの解消を最優先に考え、農林漁業の構造改善事業、山村振興事業等についても可能な限り、これを受け入れたほか、県独自の土木事業なども生活関連、災害関連として緊急を要するものを重点的に計上しました。この結果、今回の補正総額の七〇・七パーセントを投資的経費が占めることになりました。

なお、今回の補正額を現計予算と合算いたしますと、二千七百十六億八千九百九十九円となり、今後の財政問題に関連して申し上げますと、本県の歳入予算のうち大きな割合を占めます普通交付税については、昨年度に引き続き大都市所在の府県への配分が大きく伸びる結果となり、逆に本県の場合、全国平均増加率を大きく下回る傾向を呈してまいりました。

このような地方交付税の伸び悩みは、今後の自主的な財政運営にとつて大きな制約になるものと考えます。

また、歳入予算の面で地方債に大きく依存していることは、返済のため公債費が、今後の歳出面で増加して行くことは明らかであり、依然として厳しい財政状況下にあるといえます。

従って、県としましては、一刻も早くこのような状態から脱し、地方財政の長期的な安定を図るため、地方交付税の税率引き上げ等地方財政制度の抜本的な改善を国に對し要望するとともに、県独自でも財政健全化への努力を重ねながら、経済環境の変化に對応した財政運営を進め、社会基盤の整備にも積極的に取り組むたいと考えます。

以下、歳出予算についてその概要を紹介いたします。

## ◆災害復旧事業

災害復旧事業関係については、去る六月二十二日から二十五日にかけての豪雨及び七月十八日、十九日の両日にわたる台風九号による災害の復旧事業費が主なもので、公共土木施設補助災害復旧事業を中心に、県単独の災害復旧事業及び緊急地すべり対策調査費等総額二十一億七千万円を計上いたしました。

## ◆公共事業

公共事業については、国の追加認額を全額受入れることとし、十億五百万円を計上いたしました。その主なものは、道路橋りょう関係三億三千二百万円、治水関係三億六千三百万円、街路公園関係二億円等公共土木施設関係事業費で九億四千四百万円及び森林土木関係事業費で四千九百万円、特にこれまでの国の総需要抑制等の堅持に伴い、事業の進展が

## ◆福祉・衛生・公害

この結果、当初予算で抑制していた県単独の公共事業は、前年並みの予算計上となりました。

福祉関係については、まず、身体障害者の社会復帰対策として、自動車運転免許取得について助成措置を講じておりますが、更に、助成枠を拡大するとともに、新たに、心身障害児を保育する保育所に対し、保育の増員を行う等特別の助成を行うこととしたほか、在宅重度心身障害児緊急保護制度を設け、緊急時に、在宅障害児を福祉施設に一定期間保護し、家庭生活の円滑化を図ることとしました。次に、衛生関係については、かねてから懸案となっていた玉名保健所の改

築を行うこととし、二億一千三百万円を計上しました。

また、公害関係については、県内中小企業が実施する公害防止施設整備事業について融資枠の拡大を行い、資金融通の

## ◆農政・林務・観光

円滑化を図ることとしました。

農政関係については、まず、次代の農

## 法人県民税の超過課税について

法人県民税の超過課税が五十一年十月一日から実施されました。

超過課税とは、特別の財政事情がある場合に、県市町村等が通常の税率より高い税率で課税することをいい、現在法人の県民税については、三十八府県で実施されております。

我が国経済の不況の長期化に伴い、地方財政は税収の伸び悩み等により非常に苦しい状況にあります。本県においても、五十一年度から深刻な財源難に陥りましたが、歳出面における節約、適正化等により、また歳入面において税その他における収入確保や地方債の増加発行等により、その不足額の縮小に極力努力して参ったところであります。

しかし、厳しい財政難は今後も続くものと予想されます。その運営については、引き続き健全化に努め、効率のたつ重点的に行政を推進し財源の確保を図ることとしておりますが、当面の措置の一つとして、多くの県で実施しております法人の県民税の超過課税を、本県においても実施することとしたものです。これは主として文教施設

の整備と中小企業の振興を図るための財源を充実しようとするのが目的であります。なお、超過課税の実施により平年度二億九千万円が見込まれております。

超過課税の概要は次のとおりです。

- 一、対象となる法人
  - (一) 資本金額が一億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社を含む。）
  - (二) 資本金額が一億円以下であっても、法人税額が年四百万円を超える法人
- 二、税率
  - 六・二パーセント（従来五・二パーセント）
- 三、期間
  - 昭和五十一年十月一日から昭和五十六年九月三十日までの間に終了する各事業年度の所得に対する法人税割及びこの期間内に解散し又は合併した場合における清算所得に対する法人税割について適用されます。

## ◆商工・労働・水産

まず、中小企業対策として、中小企業者の近代化への意欲に応じた指導体制の強化を行うこととし、直接の指導機関である商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会が経営指導員等の増員を行うことに対し、経費を計上しました。このほか、中小企業に従事している技能労働者の資質の向上に資するため、事業内職業訓練に要する施設の拡充を図ることと

## ◆教育

また、水産関係については、漁業の近代化を促進し、あわせて漁業関係団体の経営の悪化に對処するため、漁業近代化資金の融資枠の拡大を図るとともに、漁業経営維持安定資金として二億七千万円、漁業用燃油対策特別資金として二億円の融資枠をそれぞれ設定、低利資金の円滑な融通ができるようにいたしました。

教育関係については、社会教育の充実を図るため、昭和五十一年度から市町村地区住民のコミュニティの場としての集会所について、その建設費の助成制度を設け、集会所建設の推進を図っておりますが、地区住民からの要望も極めて強い状況にありますので、今回更に建設費の助成枠を拡大することといたしました。

また、県立美術館については、伝統工芸技法の伝習、学童展等の体験学習を通じてふるさとの美の再発見や美術に親しむ機会を一層充実させるため、懸案となっていた多目的室を建設することといたしました。

以上が今回の補正予算の概要ですが、このほか、増大する財政需要に對処するため、法人県民税につき標準税率をこえて課税する熊本県税条例の一部改正も行いました。